

図4-4 生活保護に関する水平的効率性  
 [貧困ライン=等価可処分所得の中央値の50% or 40%]

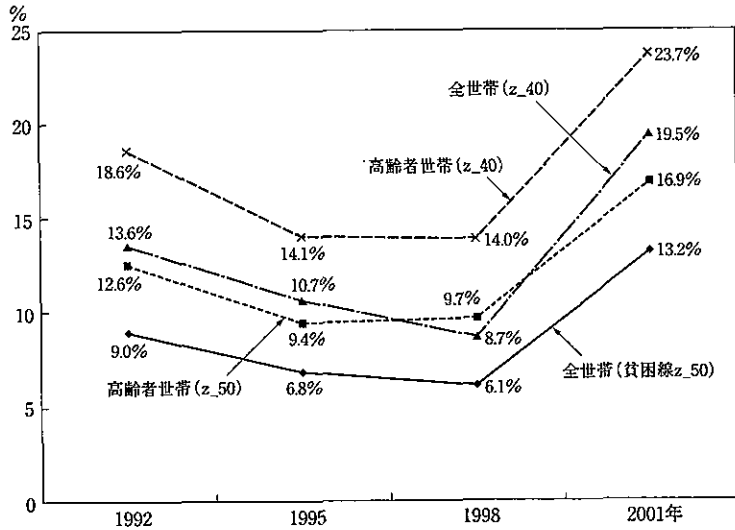
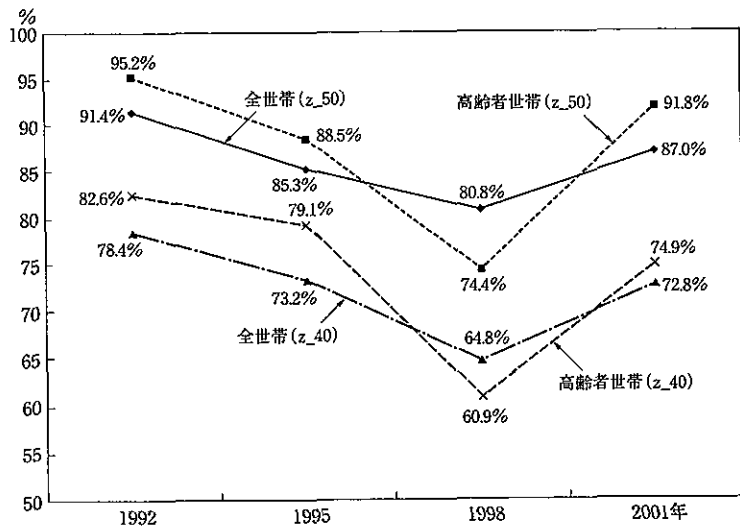


図4-5 生活保護に関する貧困削減の効率性  
 [貧困ライン=等価可処分所得の中央値の50% or 40%]



しくは40%に設定しているの、相対的貧困の定義に基づいている<sup>32)</sup>。

まずは、貧困層の貧困ギャップがどれだけ削減されたかを表した水平的効率性の推移が示されている図4-4を参照されたい。図4-4からまず読みとれることは、水平的効率性が一貫して非常に低く、もっとも高い2001年のケースでも全世帯でそれぞれ13.2%（貧困ラインを中央値の50%に設定したケース）、19.5%（貧困ラインを中央値の40%に設定したケース）にとどまっているという点である。このような推定結果が得られた理由は、生活保護の水準が低いというよりは、むしろ前節や橘木（2000）で指摘したように、本来、生活保護を受けてしかるべき世帯の多数が何らかの原因によって保護を受給していないことによるところが大きい。世帯主の失業や深刻な低所得などによって家計が危機的な状況に陥ったときに、公的扶助によって貧困を一時的に凌ごうという発想が、我が国では乏しいのである。そのことが低い水平的効率性として現れている。

もっとも、対象を高齢者世帯に限定すると、2001年において16.9%（貧困ラインを中央値の50%に設定したケース）、23.7%（貧困ラインを中央値の40%に設定したケース）であり、全世帯で計算した場合より若干高くなる。日本の生活保護制度が、高齢者世帯中心に機能していることがこの推定結果からも読みとれる。しかしながら、高齢者世帯における水平的効率性も決して高いものとはいえないため、貧困を削減する手段として生活保護制度は、現状では非常に限定的な役割しか果たしていないといえる。

次に貧困削減の効率性の推移を示した図4-5を見てみよう。貧困ラインを中央値の50%に設定したケースで全世帯をサンプルとした場合は、92年から01年にかけて貧困削減の効率性は一貫して80%を超えており、決して低くない。すなわち、貧困層への過剰受給、非貧困層への無駄な受給は、日本の生活保護移転に関してはほとんど確認されないことがわかる。生活保護の不正受給を試みるような世帯は、官庁の生活実態調査の協力に応じにくいと考えられるので、推計によって得られた高い効率性には多少の留保は必要であろう。しかしなが

で用いられている。

32) ここでは、可処分所得を世帯人数の平方根で割った値を等価可処分所得と定義している。

ら、70年代後半に暴力団の保護費不正受給問題が表面化し、81年に政府が保護費の適正化対策である「123号通知」<sup>33)</sup>を打ち出して以降は、非貧困層への無駄な支給(図4-3のCにあたる部分である)はかなり沈静化したと言える。

とはいえ、貧困ラインを上回る部分に対する過剰支給が全く無いわけではないことも図4-5より明らかである。図4-3のBで図示されるように、相対的貧困ラインを超えた生活保護支給を受ける被保護世帯が少なからず存在しており、全世帯の2001年の漏出効果は約10%にのぼる。その意味では、高齢者に対する老齢加算を2004年度から段階的に縮減・廃止するなど、給付水準の全体的な見直しを進めている厚生労働省の政策措置は、それほど不自然なものではない。

以上をまとめると、水平的効率性が全世帯で13.2%、高齢者世帯で16.9%と非常に低いことを考慮すると、場合によっては1世帯あたりの給付水準を若干抑制することも選択肢に含めながら、より多くの低所得世帯を捕捉できるような制度に変更していく必要があるのではないか。現在、厚生労働省は「母子加算」の支給要件の厳格化や、持ち家に住む高齢者に対する自宅を担保にした貸付資金の導入を検討しており、濫給を防ぐ政策を進めているが、これらに加えて、漏給を防ぎ水平的効率性をさらに高める政策の必要性が高まっている。

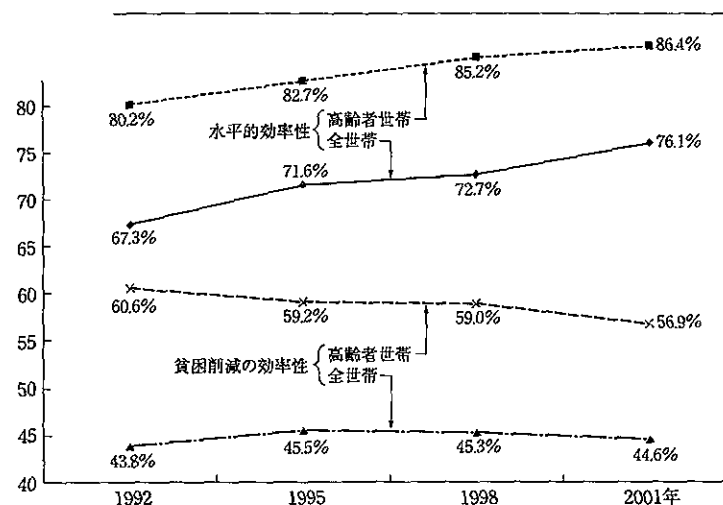
#### 4.2 公的年金制度——貧困防止効果は大

生活保護制度と比較するために、日本の社会保険制度が貧困の削減に与える影響についても計測を行うこととする。特に関心が高いのが、公的年金制度の役割である。図4-6は、可処分所得と可処分所得から公的年金給付を差し引いた所得との比較を行うことにより、90年代における公的年金制度の水平的効率性、貧困削減の効率性の推移を計測したグラフである。図からは、全世帯をサンプルとした場合、公的年金制度の水平的効率性が一貫して上昇傾向にあり、2001年には76.1%になっていることが読みとれる。これは生活保護支給の水平的効率性が、2001年で13.2%であったのと比べると非常に高い値といえる。

33) 厚生省(現厚生労働省)が暴力団による不正受給の再発を防止するという名目で、生活保護受給申請者や被保護者が関係している金融機関へ行政側が調査・照会するための同意書を徴収し、被保護者の調査をより徹底することを地方自治体に指示した通達書。

図4-6 公的年金給付の効率性

[貧困ライン=等価可処分所得の中央値の50%]



高齢者世帯にサンプルを限定するとその効果はさらに大きく、2001年には86.4%の水平的効率性である。すなわち、日本では、高齢者がいる貧困世帯にとって公的年金が果たしている役割は非常に大きいといってよい。公的年金の給付が確保されることによって大多数の世帯は貧困に転落することを免れていたのである。

驚くべきは、高齢者のいない世帯も含めた全世帯で計測した場合でも2001年の水平的効率性が75%を超えているという事実であろう。60歳以上の高齢者が家族の中にいる世帯が全世帯に占める割合が増加していることや、遺族年金、障害年金などの制度があるため、全世帯で計測してもこのように大きな水平的効率性の値をとるのである<sup>34)</sup>。家族の中に60歳以上の高齢者がいる世帯において、可処分所得から公的年金を引いた所得が生活保護基準<sup>35)</sup>を下回る世帯

34) 『所得再分配調査』によると、60歳以上の高齢者が家族の中にいる世帯が全世帯に占める割合は、96年の44.3%から02年には51.0%にまで上昇している。遺族年金、障害年金の制度の概要、変遷については、『保険と年金の動向』(2005)参照。

35) 居住地を3級地-1として世帯別に算出。

表 5-9 諸変数の記述統計量（最低賃金と雇用）

変数	平均	標準偏差	変数	平均	標準偏差
20代女性の雇用割合	0.561	0.031	失業率 (%)	5.140	1.073
カイツ指標	0.406	0.023	第3次産業従事者の割合	0.633	0.047
最低賃金 (対数値)	6.461	0.047	就学率	0.070	0.006
平均賃金 (対数値)	6.762	0.072	50代以上の人口割合	0.486	0.033
20代女性の人口割合	0.073	0.009			

注：『就業構造基本調査』（2002）の集計データをもとに作成（Obs=47）。

表 5-10 最低賃金が雇用に与える影響

[被説明変数：20代女性の雇用割合]

[説明変数]	モデル1		モデル2		モデル3	
	係数	標準誤差	係数	標準誤差	係数	標準誤差
カイツ指標	0.759	0.711	0.573	0.689	/	/
最低賃金 (対数値)	/	/	/	/	-0.239	1.113
平均賃金 (対数値)	/	/	/	/	-0.113	0.449
20代女性の人口割合	5.479*	2.623	0.166	4.285	8.466	6.609
失業率 (%)	-0.061**	0.020	-0.061**	0.019	-0.061**	0.020
第三次産業従事者の割合	0.720+	0.443	0.844*	0.393	0.641+	0.402
就学率	-7.029*	3.244	-7.430*	3.147	-12.04*	6.174
50代以上の人口割合	/	/	-1.431	0.937	3.946	2.530
定数項	-0.115	0.402	0.995	0.892	3.373	2.530
Prob>F		0.004		0.002		0.003
R <sup>2</sup> (Adj.)		0.265		0.294		0.293
Obs		47		47		47

注：『就業構造基本調査』（2002）の集計データによる分析。

不均一分散を修正したロバストな標準誤差を使用。

\*\*は1%、\*は5%、+は10%水準で有意であることを示す。

#### 4.4 推定結果

表 5-10 では、上記の (5.2) 式の計量モデルによる推定結果が示されている。

19) これらの変数は、主に Burkhauser et al. (2000) の分析で用いられた説明変数を参考にしている。

3種類のモデルを推定しており、モデル1では、説明変数としてカイツ指標、20代女性の人口割合、失業率、第3次産業に従事する雇用者の割合、就学率を用いている。また、モデル2は、モデル1に加えて50代以上の人口割合を変数に加えている。また、モデル3では、カイツ指標を用いず、最低賃金の対数値とパートタイム労働者の平均賃金の対数値を変数に加えている。表 5-10 を参照すると、モデル1、モデル2の双方のケースにおいて、カイツ指標は有意ではない。また、モデル3でも最低賃金の絶対額は、有意ではないことがわかる。

したがって、『就業構造基本調査』の集計データによる分析では、最低賃金の水準が高い県において、若年女性の雇用が有意に低くなるという現象は見られない。この結果は、被説明変数を60歳以上の女性や10~99人の規模の企業に勤める被雇用者の雇用者割合にした場合も同様であった<sup>20)</sup>。すなわち、我が国においては、最賃の引き上げが雇用の喪失をもたらすと、明確に結論づけることは不可能である。

もっとも本章の推定結果にはいくつかの留保がある。まず、『就業構造基本調査』による1時点のデータしか分析していないため、使用したコントロール変数のみでは都道府県独自の固有な効果を十分に捉えきれていない可能性がある。また、若年女性が他のグループと比べて低賃金労働者が多いことは事実であるが、それでも8割以上の大多数は最賃よりもずっと高い賃金を得ているため、最賃が雇用に与える影響をより綿密に検証するためには、さらに対象グループを限定しなければならない。これらの問題を解決するためには、欧米の先行研究に見られるように、大規模なパネルデータを用いた詳細な検証が必要である。

20) 推定結果は紙面の都合上割愛するが、モデル1~モデル3のいかなるケースにおいても、カイツ指標（または最低賃金の対数値）の係数は有意ではなかった。

表 6-5 所得分配の選好に関する各倫理基準の適合度

[Total Choice = 854]

倫理基準	支持率の平均値	支持率の中央値
効率最優先型 [EF]	0.123 (10)	0.000 (9)
ギャンブラー型 [GAM]	0.096 (12)	0.000 (9)
最上位選好順序型 [LMAX]	0.097 (11)	0.000 (9)
功利主義型 1 [BT1]	0.142 (9)	0.000 (9)
功利主義型 2 [BT2]	0.310 (6)	0.286 (6)
功利主義型 3 [BT3]	0.452 (3)	0.571 (1)
ロールズ型 [LMIN]	0.528 (2)	0.571 (1)
修正ロールズ型 [LMIN2]	0.531 (1)	0.571 (1)
起業家型 1 [Ent_A]	0.246 (7)	0.286 (6)
起業家型 2 [Ent_R]	0.418 (4)	0.429 (4)
絶対的貧困回避型 [POV_A]	0.225 (8)	0.143 (8)
相対的貧困回避型 [POV_R]	0.388 (5)	0.429 (4)

注：( ) 内の数字はランクを表す。

これは、基本的に格差が広がることを回避し、所得最下位の所得変動に敏感でありながらも、Iの地域Xのような完全平等な所得分配に関しては、高い順序付けを与えなかった回答者がかなりの数にのぼっていることを示している。

2節で論じたように、「努力して働いた者が正当な対価を得るべきである」といった、いわゆる「努力に応じた分配」を重視している人達が相当数いることを鑑みると、このような結果が得られたのはむしろ自然であるとも受け取れる。

もっとも、通常のロールズ型 [LMIN] タイプの倫理基準もアンケート対象者の順序付けと整合性が高く、順序付けの総数 (121×7=854) のうち、およそ5割は、ロールズ型の倫理基準と整合的な順序付けがなされている。すなわち、多くの回答者が、最低所得層の所得分配に高い関心を示していたのである。これは、Traub et al. (2005) の先行研究における【審判型】の推定結果において、ロールズ型 [LMIN] タイプの倫理基準に対する支持が非常に低いのと比べて対照的である。もっとも Traub et al. (2005) の研究は、報奨金を伴う実験アプローチであり、分析に用いられた所得分配の数値も異なるため、単純な比

較はできないことは付言しておきたい。

表 6-5 の推定結果において、次に注目されるのは、貧困の回避を考慮に入れた2つの倫理基準の比較である。推定結果によると、平均値、中央値の双方において、相対的貧困回避型 [POV\_R] の倫理基準に対する支持が、絶対的貧困回避型 [POV\_A] を上回っていることがわかる。とりわけ、相対的貧困回避型 [POV\_R] の倫理基準は、中央値で見た場合はロールズ型、修正ロールズ型、功利主義型 ( $\epsilon=3$ ) に次いで、アンケート対象者の順序付けと整合的な倫理基準となっている。すなわち、貧困に対する見方でいえば、アンケート回答者の多数は、基本的な生活を送るために最低限必要な所得だけでなく、他の構成員の間に発生している所得格差との比較を考慮して、望ましい所得分配を決定しているのである。

VIのケースでは、絶対的貧困回避型 [POV\_A] の倫理基準と整合的であるY-Z-Xの順序付けを与えた回答者が全体の9.8%であったのに対し、相対的貧困回避型 [POV\_R] の倫理基準と整合的であるZ-X-Yの順序付けを与えた回答者は全体の40.2%であった。

様々な不運と困難、あるいは予期せぬ事故や災害に遭遇することによって、生きていくために最低限必要な所得を手にすることができない世帯に対する公的扶助の提供は、貧困を除去するための政策として非常に重要な役割を果たす。しかしながら、経済が発展した国家においては、生きていくために最低限必要な所得という概念だけでは、人々の精神的な剝奪状況、貧困感は、十分に緩和することはできない。人々の貧困感は、自分の所得水準だけでなく、自分達以外の他者が有している所得の多寡という、他者との相対的な関係によっても少なからず影響を受けるためである。

このような点を考慮すると、可処分所得の中央値の50%などというように、貧困線を社会の経済水準に応じて変動させるアプローチは、人々の「所得分配」や「貧困」に対する考え方の一部を反映したものと見える。

### 3.4 「機会の平等」に対する認識と所得分配の選好

所得分配の順序付けとの整合性が高いのは、ロールズ型、修正ロールズ型、功利主義型 ( $\epsilon=3$ )、相対的貧困回避型の判断基準である点が、アンケート調